

# 固定資産税のお知らせ



日頃より町税業務にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

1 期目の納期は 5 月 31 日です 固定資産税の税率は 1.4%です

## ○固定資産税とは

固定資産税は、毎年 1 月 1 日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

## ○固定資産税を納めていただく方（納税義務者）

固定資産税を納めていただく方は、毎年 1 月 1 日時点での固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

- 【土 地】 登記簿又は土地課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- 【家 屋】 登記簿又は家屋課税台帳に所有者として登記または登録されている方
- 【償却資産】 償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

ただし、所有者として登記（登録）されている方が賦課期日（1 月 1 日）前に死亡している場合等には、賦課期日（1 月 1 日）現在で、その土地、家屋を現に所有している方（相続人等）が納税義務者となります。

## ○固定資産税の対象となる資産の種類

- 【土 地】 ・・・・田、畑、宅地、山林、池沼、原野などの土地

※固定資産税の評価上の地目は、登記上の地目ではなく、その年の 1 月 1 日（賦課期日）の現況地目となります。

- 【家 屋】 ・・・・住宅、事務所、店舗、工場、倉庫、物置などの建物

※課税の対象となる「家屋」とは、土地に定着して建築され、独立して雨風をしのぐことができ、その目的の用途に供し得る一定の利用空間が形成されている建物をいい、登記の有無にかかわらず課税の対象になります。

- 【償却資産】 ・・・・土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

※土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方がその事業のために用いることができる機械、器具、備品等をいいます。

## 納税義務者が亡くなられた際には、必ずお知らせください。

納税義務者が亡くなられた時は、原則 3 か月以内に「固定資産税納税義務者（現所有者）申告書」の提出する必要があります。（年内に登記をされる方は不要です。）

遊佐町内に住所がある方が亡くなられた場合は、担当の課税係から親族の方へ申告書を送付いたしますのでご記入の上、提出ください。

## 建物の解体はお知らせください

家屋を新增築及び解体した場合、調査のうえ課税していますが、解体建物については把握もれを生ずる場合があります。建物や所有者に異動があった場合、法務局に登記の手続きをお願いします。

また、次のような場合は、町民課課税係までご連絡をお願いします。

○未登記建物の解体や異動があった場合

○建物の建っていなかった土地に新たに建物を建てた場合や、住宅を取り壊して駐車場・空き地等になった場合

## ここまでのお問い合わせ

固定資産税について、ご不明の点、相談等がありましたら  
遊佐町役場 町民課課税係（固定資産税担当）までお問い合わせください。

町民課課税係（固定資産税担当） 0234-72-5412（直通）

その他、登記に関する手続きのお問い合わせは、山形地方方法務局酒田支局  
（☎0234-25-2221）にお問い合わせください。

**制度が見直しされます**

## 相続登記の申請が義務化されます【令和 6 年 4 月 1 日施行】

所有者が不明な土地を解消するため、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことがわかった日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

遺産分割が必要な場合は、その話し合いがまとまり不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から 3 年以内に、その内容を踏まえた登記をしなければならないこととされました。

## 住所等の変更登記の申請が義務化されます【令和 8 年 4 月までに施行】

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から 2 年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

## その他不動産に関するルールが大きく変わります【令和 5 年 4 月から段階的に施行】

詳しくは右の二次元コードをスキャンするか、「法務省 所有者不明」で検索、または法務省民事局（☎03-3580-4111）にお問い合わせください。

